令和９年度四万十市中村地域放課後児童クラブ入所案内

１．放課後児童クラブについて

放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない留守家庭の児童に対し、放課後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供することで、その健全な育成を図ることを目的とした施設です。学校や地域と連携を図りながら、家庭の子育て支援もおこなっています。

■クラブの名称、定員等

学級名		定員	住所	電話番号
さくら学級 （中村小学校）	第１	30	中村新町３丁目 16 番地（玉姫会館）	090-3055-3499
	第２	39	中村新町３丁目 20 番地（地域交流室）	090-4507-7050
	第３	20	中村新町３丁目 20 番地（新町集会所）	090-7115-9899
つばめ学級 （中村南小学校）	第１	33	中村不破上町 1949 番地１ （学校敷地内専用施設）	080-9830-0455
	第２	31		090-3055-3409
	第３	31		090-3055-3380
なかよし学級 （東山小学校）	第１	36	佐岡 949 番地 （学校敷地外専用施設）	090-5914-7945
	第２	31		090-7410-0855
	第３	31		090-3055-3390
	第４	30	佐岡 953 番地１（学校敷地内専用施設）	090-3240-3399
とんぼ学級 （具同小学校）	第１	45	具同田黒１丁目９番６号 （学校敷地外専用施設）	080-3163-2311
	第２	30		080-4030-1622
	第３	30		080-3920-8337
どんぐり学級（東中筋小学校）		29	国見 460 番地（東中筋小体育館内）	080-6380-8209
あかめ学級（八束小学校）		30	実崎 1230 番地（八束小学校余裕教室）	090-3055-3433
かいがもり学級（中筋小学校）		30	有岡 931 番地（中筋小学校余裕教室）	090-3055-3491
わかたけ学級（利岡小学校）		30	利岡 132 番地（利岡小学校余裕教室）	090-3055-3454
はまっこ学級（下田小学校）		30	下田 1542 番地（下田小学校余裕教室）	080-9269-8085

■対象児童

入会しようとする放課後児童クラブの実施区域の小学校に就学しており、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない留守家庭の児童

■入所要件

入所の要件は、（1）～（3）の要件を全て満たしている場合です。要件を満たしていても、留守家庭児童を理由に学校指定変更している場合は、入所できない場合があります。

(1)保護者及び 20 歳以上 65 歳未満の同居家族が表のいずれかに該当していること

事由	内容・入所許可期間	提出書類
就労 ①②③のすべての要件を満たす	① 週 16 時間以上就労している ② 月の合計就労時間が、64 時間以上である ③ 就労終了時刻が、午後 2 時以降である ※ 就労先が複数の場合は、各々の勤務時間を合算します ※ 土曜日利用にあたっては土曜日が就労日であること	就労証明書（様式 2）
入所許可期間	就労期間（最長 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）	
出産	母親が出産前後で、児童の保育ができない場合	母子健康手帳の写し
入所許可期間	出産予定月とその前後 2 ヶ月（合計 5 ヶ月間）	
育児休業	1 歳未満の子どもの育児のため、児童の保育ができない場合	育児休業給付金決定通知書の写し
入所許可期間	育児休業取得期間	
疾病・障害	保護者が疾病、障害により、児童の保育ができない場合	診断書 または障害者手帳の写し
入所許可期間	診断書等の療養期間による 診断書等有りの場合・・・療養期間(最長 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで) 診断書等無しの場合・・・3 ヶ月間	
介護・看護	保護者が親族の介護、看護により、児童の保育ができない場合	診断書 介護保険被保険者証の写し等
入所許可期間	介護・看護を継続している期間(最長 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	罹災証明書
入所許可期間	災害復旧に従事している期間	
求職中	求職活動中で、児童の保育ができない場合	求職活動状況申立書（様式 3）
入所許可期間	入所月の翌々月末まで（必要に応じて更新できる）	
就学 職業訓練	就学や職業訓練等のため、児童の保育ができない場合 ※ 就学時間の条件は就労の①から③までの条件と同様	在学証明書 または学生証の写し
入所許可期間	就学期間（最長 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）	

(2)原則、週 3 日以上の利用が見込まれること。

(3)過去 5 年間において四万十市放課後児童クラブ利用料の滞納がない世帯。

■開所日および開所時間について

開所日	開所時間
平日（学校登校日）	放課後から午後 6 時
土曜日※8 月を除く各月 2 回程度	基本時間　午前 9 時～午後 5 時
学校の振替休業日	（希望者のみ　早預かり　午前 8 時～午前 9 時 希望者のみ　居残り　　午後 5 時～午後 6 時）
長期休暇期間（夏休み・冬休み・春休み）	

■閉所日

(1)日曜日・祝日
(2)土曜日※8 月を除く各月 2 回程度は開所日
(3)夏季学校閉庁期間に準ずる期間（令和 9 年度は 8 月 9 日から 8 月 15 日）
(4) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から 31 日まで
(5)災害時、感染症流行時などに臨時に閉所する場合があります。
(6)各クラブで閉所日を設ける場合があります。

■一日のスケジュール

登校日		学校休業日
	8:00	開設・出席確認
	9:00	宿題や自由遊びをして過ごす
	10:00	
	11:00	
	12:00	昼食
	13:00	自由遊び
下校時刻に合わせて開所	14:00	イベントや特別活動があるかも♪
おやつ	15:00	おやつ
宿題や自由遊びをして過ごす	16:00	自由遊び
	17:00	
お迎え	18:00	お迎え

■年間行事

各クラブで季節のイベントやお誕生日会などがあります。
長期休暇には、生涯学習センター「楽しく学べる出前講座」や地域の先生による工作ワークショップなどが開催されます。

■利用料について

クラブの運営費は、四万十市からの委託料と保護者の利用料でまかなわれています。利用にあたって、以下の集金をします。各費用の納入方法は入所決定後にご案内します。

入会金	1,000 円（途中退会の場合も返金なし）
基本利用料	利用児が 1 名の場合　月額 5,000 円 利用児が複数名の場合　月額 4,000 円
その他	教材費、プログラム参加費など、実費相当額の支払いを求めることがあります

■基本利用料の免除について

就学援助の対象者は、基本利用料が免除されます。就学援助費認定通知書が届く 7 月頃に基本利用料の免除申請についてご案内いたします。

なお、入所申込時に基本利用料支払保留申請書を提出することで、就学援助対象者と認定されるまでの期間（4 月から 7 月）の基本利用料のお支払いが保留されます。

入会金やその他の実費は免除の対象外です。

■退会について

クラブを退会しようとする時は前月 10 日までに退会届出書（様式５）を提出してください。

例えば…　9 月から利用しない場合→8 月 10 日までに退会届出書を提出

■8 月の利用休止について

8 月（8 月 1 日～8 月 31 日）のみ、在籍したまま利用を休止することができます。休止を希望する場合は 7 月 9 日までに休止届出書（様式６）を提出してください。休止届出書が提出された場合は、8 月基本利用料はいただきません。

■ご利用にあたり注意していただきたいこと

① 児童の安全確保の観点から，児童帰宅時の保護者のお迎えを基本としていますので、保護者又は保護者に代わる人（祖父母等）のお迎えをお願いします。保護者による送迎以外の方法を希望する場合は、ご相談ください。

② 万が一の事故や急病に備えて、緊急時連絡先は常に応答できるようにしておいてください。

③ 支援員等の指示や制止を聞かず、他の児童に対して危害を加える、クラブ内の設備や備品を壊す等の危険行為があり、クラブの安全な運営が維持できないと認められた時は、退所になる場合があります。

④ 各クラブでは、子どもたちが安心安全に過ごせるように、様々なルールがあります。入所決定後にお知らせしますので、お子さんといっしょにご確認ください。

２．入所申込について

■令和９年４月入所までのスケジュール

入所申込書 配布場所 配布期間	新１年生	就学時健診会場にて配布します ①10/15（木）中村小学校、東中筋小学校 ②10/20（火）具同小学校 ③10/29（木）中村南小学校、中筋小学校、下田小学校 ④11/13（金）東山小学校、八束小学校、利岡小学校
	新２年生以上の在籍児童	11 月 16 日（月）～12 月 11 日（金） 在籍している児童クラブで配布します
	新２年生以上の新規申込	11 月 16 日（月）～12 月 11 日（金） 学童保育事務局もしくは入所を希望する児童クラブ
申し込み場所		学童保育事務局もしくは入所を希望する児童クラブ
申し込み期間		11 月 16 日（月）～12 月 11 日（金）18：00
決定通知および待機決定通知		令和９年２月３日（水） 新１年生および新規申込の方には郵送、在籍生には在籍している児童クラブで配布します。

■転校生枠について

転勤等の事情で、転入学が決まった児童のために転校生枠を設けています。枠の数を超えて申し込みがあった場合は、優先順位に基づいて入所決定します。

申し込み期間	令和９年２月 15 日（月）～3 月 24 日（水）12：00
決定通知および待機決定通知	令和９年３月 25 日（木） 結果を電話連絡のうえ、郵送します。

■令和９年５月以降の入所申し込みについて

入所しようとする月の前月 10 日までに、入所を希望するクラブに必要書類をご提出ください。

定員に達していない場合は、書類選考を経て入所決定を行います。ご家庭の状況、子どもさんの状況によっては、面談を行う場合があります。

定員に達している場合も申し込みを受け付けますが、待機児童となります。

■入所申し込み後の辞退について

入所申込辞退届出書（様式 4）をすみやかに提出してください。

■入所申し込みに必要な書類

書類	必要数
放課後児童クラブ入所申込書**【全員必要】**	児童 1 人につき 1 部
入会要件に関する証明書**【全員必要】** 2P の入所要件一覧表に記載	保護者の人数分 20 歳以上 65 歳未満の同居家族の人数分

① 各種様式は、ホームページからダウンロードできます。

NPO 法人スマイルはたっこ　https://smile-hatakko.jp/

② 就労証明書は、四万十市保育施設入所申し込み用と同じものです。
下の子どもさんの保育施設入所申し込み用に作成した就労証明書のコピーでもかまいません。

③ 自営業の方も、就労証明書を提出してください。個人事業主やフリーランスの方は、就労証明書と、営業許可証、開業届、業務委託契約書など、就労の実態が分かる書類の写しを提出してください。

■入所決定について

次の優先順に基づいて入所を決定します。定員を超えた場合は待機児童となります。

優先順位 1	優先順位 2		優先順位 3
障害がある児童	**低学年の順**	同学年の場合	該当する項目が多い順 ・ひとり親家庭 ・留守となる日数や時間が多い ・通学距離が遠い

■待機児童となられた場合

入所を希望するクラブの定員に空きができた場合、優先順位に基づいて入所を決定します。入所が決定した場合は、クラブから保護者へすみやかに連絡し、入所手続きについてご案内します。

入所申し込みを取り下げる場合は、 入所申込辞退届出書（様式 4）をすみやかに提出してください。

（問い合わせ先）
各放課後児童クラブ　住所・電話番号は 1 ページに記載しています
学童保育事務局　四万十市右山 1 丁目 2 番 4 号（四万十市立児童館内）
☎0880-34-8361　担当者：黒川・刈谷・松本